

## 茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内の中小企業者等が、労働力不足、物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている状況において、当該中小企業等に従事する労働者の生活水準の維持、労働力の確保等のために持続的な賃金の引上げを実施する市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内で茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、中小企業者等による従業員の持続的な賃金の引上げを支援し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の企業をいう。以下同じ。）が所有しているもの、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているものを除く。
- (2) その他法人 常時雇用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人をいう。以下同じ。）又は協同組合等（法人税法第2条第7号に規定する協同組合等をいう。）をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及びその他の法人をいう。
- (4) 正規雇用労働者 次のアからエまでのいずれにも該当する者をいう。
  - ア 事業主に直接雇用されていること。
  - イ 雇用期間の定めのない契約であること。
  - ウ 1週間の所定労働時間が30時間以上である労働契約を締結して雇用され、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の一般被保険者であること。
  - エ 雇用される事業所において、正規雇用労働者としての処遇を受けていること。
- (5) 非正規雇用労働者 次のア及びイのいずれにも該当する者をいう。

ア 事業主と期間の定めのある労働契約を締結していること。

イ 正規雇用労働者以外のものであって、週20時間以上の労働者で、雇用保険法に基づく雇用保険の一般被保険者であること。

(6) 引上げ対象労働者 前2号のいずれかに該当する者であって、令和8年6月1日時点で当該事業所での雇用期間が継続して1年以上あり、かつ、当該交付対象事業主が受給終了後も相当期間雇用することが確実である者をいう。

(7) 基本給単価 中小企業者等が雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

(8) 賃上げ率 賃金の引き上げ前後における基本給単価の差額を賃金の引き上げ前における基本給単価の額で除して得たものをいう。

(交付対象者)

第3 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社又は本店若しくは主たる事務所（個人事業主の場合にあっては、事業所）を有する中小企業者又は市内に主たる事業所を有するその他の法人であって、令和8年1月1日から同年12月31日までの間に、賃上げ率が正規雇用労働者については1.5%以上、非正規雇用労働者については3%以上の賃金の引上げを行い、かつ、当該賃金の引上げ後の基本給単価により算定をした最初の賃金を支給したものとする。

2 前項の規定による交付対象者の審査において、同項の規定による賃金の引上げの対象とする正規雇用労働者及び非正規雇用労働者は、第6の規定による奨励金の交付申請に係る情報等の事前登録を行った日及び第9の規定により提出をした奨励金の交付申請が受付された日のいずれの日においても、交付対象者に雇用されているものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、交付対象者としな

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業者

(3) 国及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人

(4) 宗教活動又は政治活動を目的としている者

(5) 法人格のない任意団体

- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者
- (7) 交付申請が受付された日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
- (8) 市が出資による権利を有する事業所の者
- (9) 従業員に対し支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者
- (10) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第116条第2項に該当する事業又は事務所を営む者及び家事使用人を雇用する者
- (11) その他市長が不相当と認める者  
（奨励金の額等）

第4 奨励金の額は、別表上欄に定める当該交付対象者に係る引上げ対象労働者及び賃上げ率の区分に応じ、同表下欄に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、奨励金の交付に係る引上げ対象労働者数の上限は、合計10人までとする。

（奨励金の交付申請に係る情報の事前登録）

第5 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、奨励金の交付申請に係る情報を、市長が別に定める期間に、市長が定める方法により、登録しなければならない。

（登録に係る審査、承諾等）

第6 市長は、第5の規定による登録があったことを確認したときは、登録のあった順にその内容を審査し、これを適当と認めるときは、登録のあった順に承諾し、茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録承諾通知書（様式第1号）により、当該登録をした者に通知するものとする。

2 前項の奨励金の額の合計が予算額を越えないときは、市長は、第8の規定に準じて、改めて事前登録を募ることができる。

（変更等の登録）

第7 第6第1項の規定による承諾の通知を受けた交付対象者（第7及び第8において「事前承諾者」という。）は、第5の規定により登録をした内容を変更する必要があるときは、変更後の内容を登録し、その承認を受けなければならない。ただし、第8で規定する茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書に記載され、又は記載予定の奨励金の額は、第5の規定による事前登録の金額を下回っている場合は、この限りではない。また、事前登録の金額の増額は認めない。

2 市長は、前項の規定による登録があったことを確認したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付変更承諾通知書

(様式第2号)により、通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第8 事前承諾者は、引上げ対象労働者に対し賃金の引上げ実施後の基本給単価により算定をした賃金の最初の支給をしたときは、茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書(様式第3号)(以下次項において「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間に市長に提出しなければならない。

- (1) 登記情報等がわかる書類の写し
- (2) 賃金引上げ率算定表(様式第4号)
- (3) 引上げ対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (4) 引上げ対象労働者の賃金台帳その他賃金引上げ前後における基本給単価のわかる書類の写し
- (5) 引上げ対象労働者が非正規雇用労働者の場合は、当該引上げ対象労働者の雇用保険加入証明書の写し
- (6) 誓約書(様式第5号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 事前承諾者が、申請書を前項に規定する期間内に提出しなかったときは、奨励金の交付を辞退したものとみなす。

3 奨励金の交付の申請は、1事業者につき同一年度内に1回を限度とする。

(奨励金の交付決定)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において奨励金の交付を決定し、申請者に対し茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金を交付することが不相当であると認めたときは、利子補給金の不交付を決定し、申請者に対しその理由を付して茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金不交付決定通知書(様式第7号)により通知する。

(奨励金の交付)

第10 市長は、第9第1項の規定により奨励金の交付を決定したときは、申請者に奨励金を交付する。

(立入検査)

第11 市長は、奨励金の執行の適正を期し、奨励事業の円滑な推進を図るため、その職員に、奨励金の交付を受ける事業主の有する事業所等に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第12 奨励金の交付を受けた事業主は、当該奨励事業に係る収入及び支出に関する帳

簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

- 2 奨励金の交付を受けた事業主は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(奨励金の取消し等)

第13 市長は、奨励金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

別表 (第4関係)

区分	正規雇用労働者		非正規雇用労働者	
	賃上げ率	奨励金の額	賃上げ率	奨励金の額
賃上げ率及び奨励金の額	2.5%以上	5万円/人	5%以上	5万円/人
	1.5%以上	3万円/人	3%以上	3万円/人
交付上限額	1社・事業所当たり10人分			

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月7日から実施する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に給付金の交付の決定を受けた者における第13の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

様式第1号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地

名称

代表者

様

茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録承諾通知書

年 月 日付けで登録のあった茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付  
については、事前登録を承諾したので通知します。

事前承諾番号

茨木市長

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者 様

茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付変更承諾通知書

年 月 日付けで変更の登録のあった茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金の  
交付の変更については、次のとおり決定したので通知します。

- 1 奨励金の名称 茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金
- 2 事前承諾番号
- 3 変更の内容  
(1) 変更のあった項目 \_\_\_\_\_

茨木市長

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

(申請先) 茨木市長

所在地	
名称	
代表者 職名	
代表者 氏名	⑩

(自署の場合は押印不要)

## 茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書

茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱第3第1項に規定する賃金の支給を実施したので、次のとおり関係書類を添えて奨励金の交付を申請します。

また、この申請に当たり市において私の市税の納付状況について確認されることについて同意します。

## 1 申請者の情報

事前承諾番号					
法人／個人事業主	1. 法人 2. 個人事業主				
所在地1					
所在地2					
法人名 (個人事業主は、氏名)					
主たる業種 (右記より選択)	1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記2～4除く) 2. 卸売業 3. サービス業 4. 小売業				
常時使用する 従業員の数		人	資本金の額 (法人のみ)		万円

## 2 交付申請の内容

引上げ対象 労働者	正規雇用労働者		非正規雇用労働者		合計	
	1. 5%以上	2. 5%以上	3%以上	5%以上		
	人	人	人	人	人	
交付申請額	円	円	円	円	円	

## 3 振込先口座

フリガナ			
口座名義			
金融機関名		本支店・出張所名等	
金融機関番号		店番号	
預金種目		口座番号	

## 添付書類

- (1) 登記情報等が分かる書類の写し
- (2) 賃上げ算定表(様式第4号)
- (3) 引上げ対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (4) 引上げ対象労働者の賃金台帳その他賃金引上げ前後における基本給単価の分かる書類の写し
- (5) 引上げ対象労働者が非正規雇用労働者の場合は、当該引上げ対象労働者の雇用保険加入証明書の写し
- (6) 誓約書(様式第5号)
- (7) 誓約書(別記様式)
- (8) その他市長が必要と認める書類

### 賃金引上げ率算定表

申請者名  
(法人名・屋号)

\_\_\_\_\_

事前承諾番号

\_\_\_\_\_

対象労働者氏名

\_\_\_\_\_

雇用形態

\_\_\_\_\_

対象労働者住所

\_\_\_\_\_ 市

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

\_\_\_\_\_

基本給単価の単位

\_\_\_\_\_

賃上げ前の基本給単価

\_\_\_\_\_ 円 …A

賃上げ後の基本給単価

\_\_\_\_\_ 円 …B

賃上げ率 (B-A) / A

\_\_\_\_\_ %

対象労働者氏名

\_\_\_\_\_

雇用形態

\_\_\_\_\_

対象労働者住所

\_\_\_\_\_ 市

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

\_\_\_\_\_

基本給単価の単位

\_\_\_\_\_

賃上げ前の基本給単価

\_\_\_\_\_ 円 …A

賃上げ後の基本給単価

\_\_\_\_\_ 円 …B

賃上げ率 (B-A) / A

\_\_\_\_\_ %

対象労働者氏名

\_\_\_\_\_

雇用形態

\_\_\_\_\_

対象労働者住所

\_\_\_\_\_ 市

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

\_\_\_\_\_

基本給単価の単位

\_\_\_\_\_

賃上げ前の基本給単価

\_\_\_\_\_ 円 …A

賃上げ後の基本給単価

\_\_\_\_\_ 円 …B

賃上げ率 (B-A) / A

\_\_\_\_\_ %

様式第5号（第8関係）

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

（あて先）茨木市長

所在地	
名称	
代表者 職名	
代表者 氏名	⑩
事前承諾 番号	

誓約書

茨木中小企業等賃金引上げ奨励金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

記

（代表者が内容を確認のうえ、下記チェックボックスに✓を記入してください。）

- 1 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人ではありません
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- 3 政党その他の政治団体ではありません。
- 4 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するものを除く。）ではありません。
- 5 法人格のない任意団体ではありません。
- 6 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付は受けたことはありません。
- 7 目的を同じくする賃金の引上げに対して、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受ける者ではありません。
- 8 申請者は、市長が必要であると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は奨励金の執行状況について実施検査をさせるときは、これを受けます。
- 9 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金の交付を受けているときは、奨励金に相当する全額を市の定めた期限までに返還します。

様式第6号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地

名称

代表者

様

茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 奨励金の名称 茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金
- 2 事前承諾番号
- 3 奨励金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 交付の条件  
(1) 茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱を順守すること。

茨木市長

様式第7号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者 様  
（事前承諾番号： ）

茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付については、交付をしないことに決定したので通知します。

交付をしない理由

茨木市長